

2020. 1. 27
2020. 3. 12 誤記訂正
2020. 4. 15 修正
2020. 5. 29 修正
2020. 6. 17 修正
2020. 11. 20 修正

新専門医制度下の泌尿器科領域カリキュラム制(単位制)による研修制度

I. はじめに

1. 泌尿器科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 泌尿器科領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

II. カリキュラム制(単位制)による研修制度

1. 方針

- 1) 泌尿器科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3) 泌尿器科専門研修「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。
- 4) カリキュラム制による専攻医は、管理をプログラムの基幹施設における「泌尿器科部門」に所属し責任のある指導者のもと研修を行う。

2. カリキュラム制(単位制)による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者
- 4) 他科基本領域の専門研修を修了してから泌尿器科領域の専門研修を開始・再開する者
- 5) 臨床研究医コースの者
- 6) その他、学会と機構が認めた合理的な理由のある場合

※ II. 2. 1) 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。

Ⅲ. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

1. 泌尿器科領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。

- 1) 日本泌尿器科学会の定めた研修期間（4年間）を満たしていること
- 2) 日本泌尿器科学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績（講習単位取得要件を含む）を満たしていること
- 3) 日本泌尿器科学会が実施するプログラム制と同一の認定試験に合格すること

Ⅳ. カリキュラム制(単位制)における研修

1. カリキュラム制(単位制)における研修施設

1) 「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、プログラム制における泌尿器科領域の専門研修基幹施設（以下、基幹施設）および専門研修連携施設（以下、連携施設）および専門研修協力施設（以下、協力施設）とする。

2. 研修期間として認める条件

1) プログラム制による泌尿器科領域の「基幹施設」または「連携施設」、「協力施設」における研修のみを、研修期間として認める。

- ① 「協力施設」における研修についてはプログラム制における基幹施設の指導医が指導する限り12単位までを認める。
- ② 麻酔科、救急科など泌尿器科研修に必要と考えられる他科での研修については、プログラム制における基幹施設の指導医の指示によるものに限り6単位までを認める。
- ③ 「基幹施設」または「連携施設」、「協力施設」については、受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適用する

2) 研修期間として認める研修は受験申請年の3月31日時点からさかのぼって10年間とする。

3) 研修期間として認めない研修

- ① 12単位を超える「協力施設」での研修期間
- ② 他科専門研修プログラムの研修期間（ただし上記1)②を除く）
- ③ 初期臨床研修期間

3. 研修期間の算出

1) 基本単位

- ① 泌尿器科としての「フルタイム」勤務で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。

2) 「フルタイム」の定義

① 週31時間以上の勤務時間を職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」、「協力施設」で泌尿器科の業務に従事すること。

3) 「非フルタイム」の定義

①フルタイムの定義にあてはまらない場合の勤務形態である場合は「非フルタイム」とみなす。

4) 「専従」の定義

①「基幹施設」または「連携施設」、「協力施設」における「泌尿器科部門」に所属していること。

*「泌尿器科部門」として認める部門は、泌尿器科領域の専門研修プログラムにおける「基幹施設」および「連携施設」、「協力施設」の申請時に、「泌尿器科部門」として申告された部門とする。

②プログラム制度における統括責任者が「泌尿器科専従」と認めること。

③フルタイム勤務であること

④ 非フルタイムは原則として専従として認めないが、育児・介護等による短時間勤務形態が適用されている場合は勤務先の病院の証明書をもって専従として認める

5) 「1ヶ月間」の定義

① 暦日（その月の1日から末日）をもって「1ヶ月間」とする。

6) フルタイム及び非フルタイム勤務における研修期間の算出

| | 「基幹施設」「連携施設」「協力施設」 で勤務している時間 | 1ヶ月の単位数 |
|--|---------------------------------|-------------|
| フルタイム | 週 31 時間以上 | 1 単位 |
| 非フルタイム * 専従（短時間勤務制度適応） の場合（3.4）④参照 | 週 26 時間以上 31 時間未満 | 0.8 単位 |
| | 週 21 時間以上 26 時間未満 | 0.6 単位 |
| | 週 16 時間以上 21 時間未満 | 0.4 単位 |
| | 週 8 時間以上 16 時間未満 | 0.2 単位 |
| | 週 8 時間未満 | 研修期間の単位認定無し |
| 非フルタイム * 専従でない場合 | 週 26 時間以上 31 時間未満 | 0.4 単位 |
| | 週 21 時間以上 26 時間未満 | 0.3 単位 |
| | 週 16 時間以上 21 時間未満 | 0.2 単位 |
| | 週 16 時間未満 | 研修期間の単位認定無し |

※週 8 時間以上 16 時間未満については、勤務施設に義務年限のある者についてのみ適用できる。

7) 職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」、「協力施設」での日直・宿直勤務における研修期間の算出

① 原則として、勤務している時間として算出しない。

(1) 診療実績としては認められる。

8) 職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」、「協力施設」以外での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出

① 原則として、研修期間として算出しない。

(1) 診療実績としても認められない。

9) 産休・育休、病欠、留学の期間は、その研修期間取り扱いをプログラム制同様、最大6カ月までを算入する。

10) 「専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。

11) 初期臨床研修期間は研修期間としては認めない。

4. 必要とされる研修期間

- 1) 「基幹施設」または「連携施設」、「協力施設」における 48 単位以上の研修を必要とする。

V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

1. 診療実績として認める条件

- 1) 以下の期間の経験のみを、診療実績として認める。

①職員として勤務している「基幹施設」および「連携施設」、「協力施設」で、研修期間として算出された期間内の経験症例が、診療実績として認められる対象となる。

② 初期臨床研修期間の経験は、診療実績として認めない。

- 2) 日本泌尿器科学会の「研修記録簿およびNCD」に登録された経験のみを、診療実績として認める。

① NCD 症例登録証によらない手術症例については統括責任者の「承認」がある経験のみを、診療実績として認める。

- 3) 有効期間として認める診療実績は受験申請年の 3 月 31 日時点からさかのぼって 10 年間とする。

- 4) 他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。

5) 有効期間として認める講習単位取得要件を含む臨床以外の活動実績については受験申請年の 3 月 31 日時点からさかのぼって 10 年間とし、研修期間として算出された期間内に限らないものとする。

VI. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録

- 1) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)を希望する医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。

- 2) カリキュラム制(単位制)による研修の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「泌尿器科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「泌尿器科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

- 3) カリキュラム制(単位制)による研修の許可

① 日本泌尿器科学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

2. 泌尿器科専門研修「プログラム制」から泌尿器科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 泌尿器科専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、期間の延長による「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し「カリキュラム制(単位制)」での研修に移行を希望する研修者は、泌尿器科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。

2) 泌尿器科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「泌尿器科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、日本泌尿器科学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「泌尿器科専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記 の項目を登録しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可

① 日本泌尿器科学会および専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、II. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

② 移行登録申請者が、学会の審査で認定されなかった場合は、専門医機構に申し立てることができる。

(1) 再度、専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。

4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い

① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても研修期間として認める。

② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても診療実績として認める。

3. 泌尿器科以外の専門研修「プログラム制」から泌尿器科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 泌尿器科以外の専門研修「プログラム制」から泌尿器科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行は認めない。

① 泌尿器科以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、泌尿器科専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくはVI. 1に従い泌尿器科専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。

《別添》 「泌尿器科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」および 「泌尿器科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

泌尿器科専門医新規登録

カリキュラム制（単位制）による研修開始の理由書

日本泌尿器科学会 気付 日本専門医機構 御中

泌尿器科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で泌尿器科専門医の研修を開始したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学

4) 他科基本領域の専門医を取得

5) 臨床研究医コースの者

6) その他上記に該当しない場合

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が泌尿器科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ (印)

プログラム責任者の泌尿器科専門医番号 _____

泌尿器科専門医新制度移行登録

泌尿器科カリキュラム制（単位制）での研修開始の理由書

日本泌尿器科学会 気付 日本専門医機構 御中

泌尿器科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で泌尿器科専門医の研修を移行したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学

4) 他科基本領域の専門医を取得

5) その他（パワハラ等を受けた等）

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（ 科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が泌尿器科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ (印)

プログラム責任者の泌尿器科専門医番号 _____